

印刷業などで1, 2-ジクロロプロパンを取り扱っていた従業員の方へ

平成27年11月1日から 1, 2-ジクロロプロパンの 健康管理手帳の交付要件が変わります

印刷会社などで、1, 2-ジクロロプロパン（重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を取り扱う業務に従事していた方は、離職時、または離職後に「健康管理手帳」の交付を申請することができます。

健康管理手帳の交付を受けると、6カ月に1回、指定された医療機関で健康診断を無料で受けることができます。

今回、労災の認定状況を踏まえ、屋内作業場などにおいて、1, 2-ジクロロプロパンによる印刷機や、その他の設備を清掃する業務について、健康管理手帳の交付要件の変更を行いました。

現行の交付要件（労働安全衛生規則第53条）

当該業務に3年以上従事した経験を有すること。



改正後の交付要件（平成27年11月1日施行）

当該業務に2年以上従事した経験を有すること。

対象業務

1, 2-ジクロロプロパン※1を取り扱う業務※2

※1 重量の1%を超えて含有する製剤、その他の物を含む

※2 厚生労働省令で定める場所（屋内作業場など通風の悪い場所）での印刷機、その他の設備を清掃する業務（洗浄または払拭の業務）

対象者

対象業務に従事したことがあり離職する方、または、対象業務に従事したことがあり、すでに退職している方（現在は対象業務から離れている方も含む）



申請先

離職時：事業場の所在地を管轄する都道府県労働局

離職後：申請する本人の住所地を管轄する都道府県労働局

申請書類

次の1～3の書類が必要です。3は条件によって申請書類が異なります。

- 1 健康管理手帳交付申請書
- 2 従事歴申告書（申請者本人が記載した従事歴）
- 3 手帳の交付対象業務に従事していたことを証明する書類

〔事業者の証明が得られる場合〕

事業者証明書（対象業務に従事していたこと、従事期間についての事業者の証明書）

〔事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合〕

- ①本人申立書
- ②同僚証明書（対象業務に従事していたこと、従事期間についての同僚2名以上の証明書）

〔事業者の証明書、同僚の証明書ともに得られない場合、または不十分な場合〕

- ①本人申立書
- ②事業場における健康診断の本人への通知、社会保険の被保険者記録、雇用保険に関する証明書、給与明細の写しのいずれか

施行期日

平成27年11月1日施行

お問い合わせ先

詳しくは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

労働局 所在地

検索

または

労基署 所在地

検索

(平成27年9月)